

答 申 第 1 1 5 号
令 和 3 年 7 月 1 9 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 松永 満佐子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

令和3年6月4日付けワ第138号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（徳島県個人情報保護条例第8条第2項第3号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められます。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、個人情報の適正な取扱いが徹底されるよう次の事項について要望します。

- 1 管理責任者及びシステム利用者に対する十分な指導や研修を実施すること。
- 2 運用管理規約に則した個人情報の適切な取扱いが徹底されること。
- 3 患者情報の提供を受ける医療機関の機器等のセキュリティ環境の安全性について、定期的に確認を行うこと。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

特定のものに対する提供

整理番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	T-CARE (徳島県COVID-19情報共有システム)	新型コロナウイルス感染症疑い患者及び陽性患者	新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関（新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所及び入院調整本部と入院受入医療機関が新型コロナウイルス感染症疑い患者及び陽性患者の情報を正確かつ迅速に共有し、円滑な入院調整を行うためにはオンラインの利用が必要である。 ○提供する患者情報は、医療に必要な範囲に限定されている。 ○提供先は、新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関に限定され、患者情報の閲覧は、利用誓約書を提出した利用者が行うこととされており、システム利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置が講じられることとなっている。 ○運用管理規約を整備し、システム利用者の目的外利用・提供を禁止する措置が講じられている。 ○本システムは、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」を遵守し、医療データを扱う情報システムとして必要なセキュリティが具備されている。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第134回	令和3年6月17日	諮問 審議
第135回	令和3年7月15日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長

(五十音順)